


指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 30 日

申請者 氏名又は名称 **株式会社和田設備**
 住所 **奈良市大和田町577番地**
 代表者氏名 **代表取締役 和田 亘**
 電話番号 **0742-45-7219**
 FAX番号 **0742-45-3462**
 メールアドレス **wada.wataru@future.ocn.ne.jp**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 7 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者	✓	24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 2 年 6 月 30 日

届出者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

有限会社和田設備

奈良市大和田町577番地
代表取締役 和田 貞 印

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ワダセツビ 有限会社和田設備		
住 所	奈良市大和田町577番地		
フリガナ 代表者の氏名	ワダ 貞 代表取締役 和田 貞		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
役員(取締役) 新任 役名・氏名	監査役 和田裕子	ワダ 貞 取締役 永井裕子 7ガイコウコ	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 2 年 6 月 30 日

申請者

氏名又は名称

住 所

代表者氏名

有限会社和田設備

奈良市大和田町577番地

代表取締役 和田 夏



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市大和田町577番地
有限会社和田設備

会社法人等番号	1500-02-001998	
商号	有限会社和田設備	
本店	奈良市大和田町577番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	-----
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
会社成立の年月日	平成7年2月28日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 水道施設工事の設計、施工 2. 給水設備工事業 3. 土木工事業 4. とび土木工事業 5. 石工事業 6. 管工事業 7. 鋼構造物工事業 8. しゅんせつ工事業 9. 舗装工事業 10. 塗装工事業 11. 前各号に附帯関連する一切の事業 	
発行可能株式総数	60株	-----
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 60株	-----
		平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月3日登記
資本金の額	金300万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合においては当社が承認したものとみなす。	

奈良市大和田町577番地
有限会社和田設備

	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 3日登記	
役員に関する事項	奈良市大和田町577番地 取締役 和田 亘	
	奈良市大和田町577番地 取締役 和田 満子	
	奈良市大和田町577番地 取締役 和田 昌美	
	奈良市大和田町126番地の2 取締役 永井 裕子	平成 8年 1月31日就任
	奈良市大和田町577番地 取締役 和田 圭	令和 2年 4月 1日就任 令和 2年 6月 9日登記
	代表取締役 和田 亘	
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 7月25日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 2年 6月25日

奈良地方法務局

登記官

南

英

樹

